

所得税等の申告・納付期限について

- 所得税及び復興特別所得税・贈与税の申告と納付の期限
平成31年3月15日(金)
- 消費税及び地方消費税(個人事業者)の申告と納付の期限
平成31年4月1日(月)
- 申告所得税及び復興特別所得税の振替納付日
平成31年4月22日(月)
- 消費税及び地方消費税の振替納付日
平成31年4月24日(水)

税理士による無料税務相談

場 所

イオンタウン大垣イースト棟2階
コミュニティーホール
(大垣市三塚町丹瀬463番地1)

期 間

2月13日(水)～21日(木)
(土・日を除く)

時 間

9:30～12:00(受付11:00まで)
13:00～16:00(受付15:00まで)

- 混雑の状況により、早めに受付を終了する場合があります。
- イオンタウンへの電話によるお問い合わせはご遠慮ください。
- 対象者は、小規模事業者、給与所得者及び年金受給者です。申告される内容によってはご相談に応じることができない場合があります。

家屋取壊しの届出はお済みですか？

所有している家屋を取り壊したときは、税務課へ家屋取壊し届を提出する必要があります。家屋取壊し届を提出されないと、翌年度も固定資産税が課税される場合があります。

手続き方法

役場税務課に家屋取壊し届があります。窓口にて必要事項をご記入の上、提出してください。なお、提出の際には、印鑑が必要です。

届け出締め切り日

12月27日(木)

償却資産(固定資産税)の申告をお忘れなく

償却資産とは、法人や個人で工場や商店などを経営している方や、太陽光発電事業を行っている方が、その事業を営むために所有している土地および家屋以外の構築物、機械及び装置、工具・器具及び備品等の資産をいいます。

申告が必要な方

平成31年1月1日現在、事業用の償却資産を所有、貸し付けしている法人や個人

申告方法

(1) 前年度申告されている方

12月初旬に申告書関係書類を郵送します。廃業、休業、解散や資産の増減がない場合でも申告してください。

(2) 平成31年度から申告される方(新規)

平成30年中に新規事業を始めた方は、新しく償却資産の申告をする必要があります。

該当資産がない場合でも、必ず申告してください。

申告書をご希望の方は、税務課までご連絡ください。

申告期限

平成31年1月31日(木)

納付済額のお知らせの送付

平成30年中(1月～12月)に納めていただいた国民健康保険料または後期高齢者医療保険料の『納付済額のお知らせ(確定申告用)』は1月下旬に送付します。確定申告の参考としてご利用ください。

大垣税務署確定申告会場

場 所

大垣市民会館3階大会議室
(大垣市新田町1丁目2番地)

期 間

2月18日(月)～3月15日(金)
(土・日を除く)

時 間

9:00～17:00(受付16:00まで)

- 混雑の状況により、早めに受付を終了する場合があります。
- 大垣市民会館への電話によるお問い合わせはご遠慮ください。
- 上記期間中は、大垣税務署内では申告相談を行いません。

大垣税務署での申告相談は電話による「事前予約」で

税務署での所得税及び復興特別所得税の申告相談は、電話による「事前予約」をされた方を対象に行っております(2/18～3/15の間は税務署では申告相談を行いません)予約状況によって、お受けできない場合もあります。

☎ 大垣税務署個人課税第一部門

☎ 78-4101

(音声案内で「2」を選択)